



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規則	鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (25) (分権自治推進課) ······	4
	鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (〃) ···················	9
	鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (27) (青少年・文教課) ··· 11	
	鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (28) (統計課) ···················	22

公布された規則のあらまし

◇鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

住民基本台帳法及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県立岩井長者寮が平成20年3月31日限り廃止されることに伴い、県立岩井長者寮に関する規定を削る。
- (2) 心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告の受理又はその報告に係る事実についての審査の事務については、本人確認情報を利用することができるることとすること。
- (3) 住民基本台帳法の改正に伴い、規則中引用している同法の規定を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年5月1日とする(3)の一部を除き、同年4月1日とする。

◇鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村等の意見等を踏まえ、県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、将来の県内定住を促進する活動について新たに交付金を創設することにかんがみ、市町村交付金の対象事業の見直しを行う等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村交付金の対象事業について、次のとおり改める。

現行	改正後
県内農山漁村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する活動に要する経費	県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、インターネット利用環境の整備等について新たに規定が設けられたことに伴い、規則に委任された事項を定める。

- (2) 青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）の任期を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 青少年の有害情報の閲覧等を防止するために活用するソフトウェアに必要なフィルタリングの機能の基準を定める。
- (2) 青少年の有害情報の閲覧等を防止するための措置をとらなかった者に対し、提出を命ぜることとした改善事項報告書の様式を定める。
- (3) カラオケ店等個室形態の営業施設において深夜における青少年の立入りを禁止する旨の掲示の様式を定める。
- (4) 健全育成協力員の活動内容に、インターネット利用環境の把握等を追加する。
- (5) 健全育成協力員の任期を2年とする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

日本標準産業分類の改定に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 調査を行う事業所の属する産業の分類の名称その他の所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

規則

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第25号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(条例第2条の規則で定める事務)	(条例第2条の規則で定める事務)
第1条の2 略	第1条の2 略
2～4 略	2～4 略
<u>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第3条の許可（鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。）の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u>	<u>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第3条の許可（鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。）の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u>
<u>6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u>	<u>6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u>
<u>7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>	<u>7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
<u>(3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例 第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>	<u>(3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例 第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>
<u>(4) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例</u>	<u>(4) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例</u>

第18条第4項の現況の報告の受理又はその報告に
係る事実についての審査

- 7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 (1)～(4) 略
- 9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 (1)及び(2) 略

様式第7号（第7条関係）

表面

略

裏面

住民基本台帳法（抄）

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理

- 8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

- 9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

- 10 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

様式第7号（第7条関係）

表面

略

裏面

住民基本台帳法（抄）

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び立入検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理

由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 略

第47条 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第47条 第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 略

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を

加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>様式第7号（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>表面</td> <td>表面</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>裏面</td> <td>裏面</td> </tr> <tr> <td> <p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p> </td> <td> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>表面</td> <td>表面</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>裏面</td> <td>裏面</td> </tr> <tr> <td> <p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	表面	表面	略	略	裏面	裏面	<p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p>	<p>様式第7号（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>表面</td> <td>表面</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>裏面</td> <td>裏面</td> </tr> <tr> <td> <p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p> </td> </tr> </table>	表面	表面	略	略	裏面	裏面	<p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p>
表面	表面														
略	略														
裏面	裏面														
<p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p>	<p>様式第7号（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>表面</td> <td>表面</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>裏面</td> <td>裏面</td> </tr> <tr> <td> <p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p> </td> </tr> </table>	表面	表面	略	略	裏面	裏面	<p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p>							
表面	表面														
略	略														
裏面	裏面														
<p>住民基本台帳法（抄） (報告及び立入検査)</p> <p>第30条の23 略</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては</p>															

ならない。 第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第11条の2 第11項若しくは第34条の2 第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u> (2) 略 第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) <u>第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u> (3) 略	ならない。 第47条 <u>第11条の2 第11項若しくは第34条の2 第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</u> は、30万円以下の罰金に処する。 第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 略 (2) <u>第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u> (3) 略
--	---

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月1日から施行する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第26号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>自治振興課</u>の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を<u>加えた額</u>とする。</p>	<p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市町村ごとの最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、前項の規定により算出される最低保証額の総額（以下「最低保証額総額」という。）に2分の1を乗じて得られる額を市町村交付金の交付対象となる市町村数で除して得られる額に、最低保証額総額に2分の1を乗じて得られる額を各市町村の財政規模及び財政力指数を勘案して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>地域自立戦略課</u>の長。以下同じ。）が別に定める方法により配分して得られる額を<u>加えて得られる額</u>とする。</p>
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費</p> <p>5～32 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 県内農山漁村と県外<u>都市部</u>の住民の交流を通じ、<u>将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する活動に要する経費</u></p> <p>5～32 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する市町村交付金について適用し、施行日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第27号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示、追加条等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年 <u>12月</u> 鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(青少年健全育成協力員) 第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。 (1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。 ア～オ 略 カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境 キ 略 ク 条例第18条から <u>第21条の3</u> までに定める青少年に対する不健全な行為 (2)～(4) 略 2及び3 略	(青少年健全育成協力員) 第3条 条例第9条の2で定める青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）は、次に掲げる活動を行う。 (1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。 ア～オ 略 カ 略 キ 条例第18条から <u>第21条まで</u> に定める青少年に対する不健全な行為 (2)～(4) 略 2及び3 略

4 健全育成協力員の <u>任期</u> は、 <u>2年</u> とする。ただし、再任を妨げない。	4 健全育成協力員の <u>委嘱期間</u> は、 <u>委嘱の日から同日の属する年度の末日まで</u> とする。ただし、再任を妨げない。
5～7 略	5～7 略
<u>(フィルタリングの機能の基準)</u>	
<u>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することができる機能を有するものであることとする。</u>	
<p><u>(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの</u></p> <p><u>(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</u></p> <p><u>(3) 自殺を賛美し、若しくは容認して自殺を勧め、若しくは唆し、自殺の手段若しくは方法を教示し、又は不特定多数の者に集団による自殺の相手方を募集するものその他自殺を誘発するおそれのあるもの</u></p>	
<u>(改善事項報告書)</u>	
<u>第6条 条例第12条の2第7項の改善事項報告書は、<u>様式第2号</u>のとおりとする。</u>	
(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)	
<u>第7条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、<u>様式第3号</u>による設置届に<u>様式第4号</u>による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。</u>	<u>第5条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、<u>様式第2号</u>による設置届に<u>様式第3号</u>による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。</u>
2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、 <u>様式第5号</u> による変更届を提出して行うものとする。	2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、 <u>様式第4号</u> による変更届を提出して行うものとする。
3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、 <u>様式第6号</u> による廃止届を提出して行うものとする。	3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、 <u>様式第5号</u> による廃止届を提出して行うものとする。
4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、 <u>様式第7号</u> によるものとする。	4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、 <u>様式第6号</u> によるものとする。
5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交	5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交

付の申請は、 <u>様式第8号</u> による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。	付の申請は、 <u>様式第7号</u> による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。
(有害図書類の指定の基準) <u>第8条 略</u>	(有害図書類の指定の基準) <u>第6条 略</u>
(有害図書類とする図書類の内容) <u>第9条 略</u>	(有害図書類とする図書類の内容) <u>第7条 略</u>
(自動販売機による利用カードの販売の届出) <u>第10条 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、<u>様式第9号</u>による販売届を提出して行うものとする。</u>	(自動販売機による利用カードの販売の届出) <u>第8条 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、<u>様式第8号</u>による販売届を提出して行うものとする。</u>
2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、 <u>様式第10号</u> による変更届を提出して行うものとする。	2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、 <u>様式第9号</u> による変更届を提出して行うものとする。
3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、 <u>様式第11号</u> による廃止届を提出して行うものとする。	3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、 <u>様式第10号</u> による廃止届を提出して行うものとする。
4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、 <u>様式第12号</u> によるものとする。	4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、 <u>様式第11号</u> によるものとする。
5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、 <u>様式第13号</u> による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。	5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、 <u>様式第12号</u> による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。
(青少年でないことを確認する方法) <u>第11条 略</u>	(青少年でないことを確認する方法) <u>第9条 略</u>
(質受け及び古物買受け等の制限) <u>第12条 略</u>	(質受け及び古物買受け等の制限) <u>第10条 略</u>
(青少年の深夜営業施設への立入りの禁止の掲示) <u>第13条 条例第21条の2第2項の掲示は、<u>様式第14号</u>によるものとする。</u>	
(身分証明書) <u>第14条 条例第22条第4項の証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては<u>様式第15号</u>の、同条第2項又は第3項に規定する知事が指定した者にあっては<u>様式第16号</u>のとおりとする。</u>	(身分証明書) <u>第11条 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては<u>様式第13号</u>の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあっては<u>様式第14号</u>のとおりとする。</u>
(推奨等の要請) <u>第15条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請</u>	(推奨等の要請) <u>第12条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請</u>

は、様式第17号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
(青少年健全育成協力員)
第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
(青少年健全育成協力員)
第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

- ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧
- イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布
- ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
- エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所
- オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け
- カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境

- キ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去
- ク 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動

は、様式第15号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
(青少年健全育成協力員)
第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
(青少年健全育成協力員)
第3条 条例第9条の2で定める青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

- ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧
- イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布
- ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
- エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所
- オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

- カ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去
- キ 条例第18条から第21条までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動

<p>を行うこと。</p> <p>2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行つてはならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 略</p>	<p>を行うこと。</p> <p>2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行つてはならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 略</p>
--	--

様式第2号（第6条関係）

年 月 日	
職 氏 名 様 住所 氏名 , 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)	
改善事項報告書	
鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第7項の規定により、下記のとおり報告します。	
年齢確認方法	
有害情報の閲覧又は視聴防止方法	
改善に要する期間及びその理由	

注

- 1 「年齢確認方法」欄は、鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第3項第2号の規定に該当する場合は、記入不要であること。
- 2 各欄とも、具体的に記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第7条関係）

(表)

略
注 略
添付書類

様式第2号（第5条関係）

(表)

略
注 略
添付書類

- 1 届出者及び自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）であるときは、その住民票の写し
- 2 届出者及び自動販売機等管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 3 自動販売機等管理者の就任承諾書（様式第4号）
- 4 略
- 5 略

(裏)

略

様式第4号（第7条関係）

(表)

自動販売機等管理者の就任承諾書

略

注 略

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずること

- 1 届出者及び自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

- 2 自動販売機等管理者の就任承諾書（様式第2号）

3 略

4 略

(裏)

略

様式第3号（第5条関係）

(表)

自動販売機等管理者の就任承諾書

略

注 略

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずること

とができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

とができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

(罰則)

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者

3 略

4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

年月日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名

,

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

注 略

(裏)

略

様式第5号（第7条関係）

略

注 略

添付書類

年月日

自動販売機等設置者

住所

氏名

様

住所

氏名

,

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

注 略

(裏)

略

様式第4号（第5条関係）

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

- (1) 届出者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し
- (2) 届出者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

2 略

3 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類及び就任承諾書（様式第2号）

- (1) 自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し
- (2) 自動販売機等管理者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

4 自動販売機等管理者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

- (1) 自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し
- (2) 自動販売機等管理者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

5 略

1 変更事項が届出者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

2 略

3 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるときは変更後の自動販売機等管理者に係る住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）及び就任承諾書（様式第2号）、自動販売機等管理者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

4 略

様式第6号（第7条関係） 略

様式第7号（第7条関係） 略

様式第8号（第7条関係） 略

様式第9号（第10条関係）

略

添付書類

- 1 届出者が個人（県外の者に限る。）である

様式第5号（第5条関係） 略

様式第6号（第5条関係） 略

様式第7号（第5条関係） 略

様式第8号（第8条関係）

略

添付書類

- 1 届出者の住民票の写し（法人にあっては、

ときは、その住民票の写し
2 届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
3 略
4 略

注 略

当該法人の登記簿の謄本)

2 略
3 略

注 略

様式第10号（第10条関係）

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

- (1) 届出者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し
 (2) 届出者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

2 及び 3 略

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

2 及び 3 略

様式第11号（第10条関係） 略様式第12号（第10条関係） 略様式第13号（第10条関係） 略様式第14号（第13条関係）

鳥取県青少年健全育成条例の定めるところにより、午後11時から翌日の日出時までの間、18歳未満の方の入場をお断り致します。
 (保護者同伴でもお断り致します。)

注

- 1 縦20センチメートル、横40センチメートル以上とする。
 2 縦書きとすることもできる。

様式第15号（第14条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
 (立入調査等)

様式第10号（第8条関係） 略様式第11号（第8条関係） 略様式第12号（第8条関係） 略様式第13号（第11条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
 (立入調査等)

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所（第21条の2第1項各号に掲げる施設を除く。）その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2及び3 略

- 4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 略

- 3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第16号（第14条関係）

(表)

第 号	
立 入 調 査 員 証 明 書	
<input type="checkbox"/> 略	所属
	職名
	氏名
上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第2項又は第3項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。	
年 月 日	
鳥取県知事 <input type="checkbox"/> 印	

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
(立入調査等)
第22条 略
2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第21条の2第1項各号に掲げる施設の営業時間内に

様式第14号（第11条関係）

(表)

第 号	
立 入 調 査 員 証 明 書	
<input type="checkbox"/> 略	所属
	職名
	氏名
上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第2項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。	
年 月 日	
鳥取県知事 <input type="checkbox"/> 印	

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
(立入調査等)
第22条 略
2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

おいて当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 罰則

第26条 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項又は3項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 略

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第26条 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 略

様式第17号（第15条関係） 略

様式第15号（第12条関係） 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第28号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査の対象)</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令</u> <u>(昭和26年政令第127号)</u> 第2条の規定に基づき総務大臣が公示する産業に関する分類の名称及び分類表（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類項目C－鉱業、採石業、砂利採取業又は大分類項目E－製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 日本標準産業分類に掲げる大分類項目E－製造業に属する事業所にあっては、生産数量の増減の判断及びその見通し</p> <p>(7) 日本標準産業分類に掲げる大分類項目E－製造業に属する事業所にあっては、生産設備の過不足の判断</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 日本標準産業分類に掲げる大分類項目E－製造業又は大分類項目I－卸売業、小売業に属する事業所にあっては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>(10) 及び(11) 略</p>	<p>(調査の対象)</p> <p>第17条 鉱工業生産動態調査は、<u>日本標準産業分類</u> <u>(平成14年総務省告示第139号)</u>に掲げる大分類D－鉱業又は大分類F－製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所にあっては、生産数量の増減の判断及びその見通し</p> <p>(7) 日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所にあっては、生産設備の過不足の判断</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業又は大分類J－卸売・小売業に属する事業所にあっては、在庫水準の判断及びその見通し</p> <p>(10) 及び(11) 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。